公益財団法人 淡海文化振興財団賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人淡海文化振興財団(以下「財団」という)の事業の趣旨に賛同し、滋賀県の市民活動の総合的な向上にかかる事業の推進を支援する賛助会員を広く募り、財団の円滑な事業推進を図ることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員(以下「会員」という)は、財団の目的および事業内容に賛同する法人、および任意団体、個人で、加入申込書(別表1)を提出し受理された者をいう。

(会員の種類及び金額)

第3条 会員の種類及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 法人および任意の団体 1口 10,000円 (年間)
- (2) 個人会員 個人の資格で加入するもの 1口 3,000円 (年間)

(会費の使途)

第4条 会費は、毎事業年度における会費の合計額の2分の1以上を、その事業年度の公益目的事業のために使用するものとする。

(会員の期間)

第5条 会員の資格を有する期間は、原則として会員となることを希望する者が加入申込書を提出し、財団が当該申込書を受理した時から年度末とする。ただし、会員から特に退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(会費の不返還)

第6条 会員が、既に納入した会費は、これを返還しない。

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則 1

この規程は、平成28年4月1日から施行する。